○内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道

三　構造改革特別区域の名称　小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区

四　構造改革特別区域の範囲　札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町、虻田郡喜茂別町及び洞爺村、樺戸郡新十津川町、白老郡白老町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村及び島牧郡島牧村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　サテライト型障害者施設設置事業（九三〇）

○内閣府告示第三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道

三　構造改革特別区域の名称　選べる福祉サービス北海道特区

四　構造改革特別区域の範囲　函館市、小樽市、釧路市、留萌市、江別市、恵庭市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村、樺戸郡月形町、新十津川町、上川郡当麻町、上川町、剣淵町、空知郡中富良野町、虻田郡洞爺村、静内郡静内町、川上郡弟子屈町、白糠郡音別町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。）　日額単位を適用した施設訓練等支援事業（九二五）及び日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業（九二六）

○内閣府告示第三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　札幌市

三　構造改革特別区域の名称　風を感じる北のまちづくり・札幌カーシェアリング特区

四　構造改革特別区域の範囲　札幌市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業（一二一七）

○内閣府告示第四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道上川郡下川町

三　構造改革特別区域の名称　下川町安心子育て特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道上川郡下川町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業（九

○内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道新冠郡新冠町

三　構造改革特別区域の名称　新冠町狂犬病予防特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道新冠郡新冠町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村による狂犬病予防員任命事業（九二七）

○内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　十和田市

三　構造改革特別区域の名称　十和田市中心市街地にぎわい特区

四　構造改革特別区域の範囲　十和田市の区域の一部（中心市街地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　まちづくり交通安全対策事業（一〇二）

○内閣府告示第四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三沢市

三　構造改革特別区域の名称　三沢市サテライト型居住施設特区

四　構造改革特別区域の範囲　三沢市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　青森県下北郡東通村

三　構造改革特別区域の名称　東通村ふるさと再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　青森県下北郡東通村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県

三　構造改革特別区域の名称　みやぎ地域生活支援デイサービス特区

四　構造改革特別区域の範囲　角田市及び岩沼市並びに宮城県柴田郡大河原町、村田町及び柴田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県

三　構造改革特別区域の名称　みやぎＩＴ人材すくすく特区

四　構造改革特別区域の範囲　宮城県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

○内閣府告示第四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　多賀城市

三　構造改革特別区域の名称　多賀城市幼稚園早期入園特区

四　構造改革特別区域の範囲　多賀城市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県栗原郡金成町

三　構造改革特別区域の名称　のびのび童っ子（わらすっこ）特区

四　構造改革特別区域の範囲　宮城県栗原郡金成町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北秋田市

三　構造改革特別区域の名称　阿仁マタギ特区

四　構造改革特別区域の範囲　北秋田市の区域の一部（旧阿仁町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び農地の権利

取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　尾花沢市

三　構造改革特別区域の名称　雪国再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　尾花沢市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）及び地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山形県最上郡金山町

三　構造改革特別区域の名称　保育所・学校での一貫食育を通じた金山人づくり特区

四　構造改革特別区域の範囲　山形県最上郡金山町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山形県飽海郡遊佐町

三　構造改革特別区域の名称　食料自給率向上特区

四　構造改革特別区域の範囲　山形県飽海郡遊佐町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島県相馬郡飯舘村

三　構造改革特別区域の名称　大いなる田舎・までいライフいいたて推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　福島県相馬郡飯舘村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　つくば市

三　構造改革特別区域の名称　万葉の里つくばあぐり特区

四　構造改革特別区域の範囲　つくば市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　今市市

三　構造改革特別区域の名称　いまいちネットワークシステム特区

四　構造改革特別区域の範囲　今市市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　前橋市

三　構造改革特別区域の名称　前橋競輪にぎわい特区

四　構造改革特別区域の範囲　前橋市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　競輪場の入場料無料化事業（一一四〇）

○内閣府告示第五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　群馬県群馬郡倉渕村

三　構造改革特別区域の名称　明日から同じクラスのおともだちになる特区

四　構造改革特別区域の範囲　群馬県群馬郡倉渕村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　埼玉県及び和光市

三　構造改革特別区域の名称　国際研究開発・産業創出特区

四　構造改革特別区域の範囲　和光市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

○内閣府告示第五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　さいたま市

三　構造改革特別区域の名称　さいたま市小・中一貫「潤いの時間」教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　さいたま市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　流山市

三　構造改革特別区域の名称　流山福祉輸送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　流山市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都杉並区

三　構造改革特別区域の名称　クリエイティブ教育推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都杉並区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））

○内閣府告示第六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都杉並区

三　構造改革特別区域の名称　小学校英語教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都杉並区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都練馬区

三　構造改革特別区域の名称　練馬区福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都練馬区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都足立区

三　構造改革特別区域の名称　小中一貫教育による人間力育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都足立区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都葛飾区

三　構造改革特別区域の名称　葛飾区幼稚園早期入園特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都葛飾区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　稲城市

三　構造改革特別区域の名称　稲城市サテライト型居住施設特区

四　構造改革特別区域の範囲　稲城市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　西東京市

三　構造改革特別区域の名称　みんなで支える地域福祉特区

四　構造改革特別区域の範囲　西東京市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神奈川県

三　構造改革特別区域の名称　神奈川県児童福祉施設調理特区

四　構造改革特別区域の範囲　藤沢市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業（九〇八（九一二））

○内閣府告示第六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長岡市

三　構造改革特別区域の名称　地域社会での暮らしを再構築する長岡市サテライト型居住施設推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　長岡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長岡市

三　構造改革特別区域の名称　ながおか「活き活き集落づくり」特区

四　構造改革特別区域の範囲　長岡市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上越市

三　構造改革特別区域の名称　上越ボランティア輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　上越市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新潟県南魚沼郡湯沢町

三　構造改革特別区域の名称　湯沢温泉どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　新潟県南魚沼郡湯沢町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新潟県岩船郡朝日村

三　構造改革特別区域の名称　朝日村活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　新潟県岩船郡朝日村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福井市

三　構造改革特別区域の名称　来てみて福井けいりん特区

四　構造改革特別区域の範囲　福井市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　競輪場の入場料無料化事業（一一四〇）

○内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県

三　構造改革特別区域の名称　信州国際物流特区

四　構造改革特別区域の範囲　上田市、伊那市、駒ヶ根市及び東御市並びに長野県上伊那郡南箕輪村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業（七〇六）

○内閣府告示第七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大町市

三　構造改革特別区域の名称　大町市どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　大町市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県小県郡長門町

三　構造改革特別区域の名称　ながと有害鳥獣被害防止特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県小県郡長門町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

○内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県小県郡真田町

三　構造改革特別区域の名称　真田町地域分散型サテライト特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県小県郡真田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県南安曇郡豊科町

三　構造改革特別区域の名称　豊科町障害者支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県南安曇郡豊科町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岐阜市

三　構造改革特別区域の名称　岐阜市　人と地球にやさしい公共交通利用促進特区

四　構造改革特別区域の範囲　岐阜市の区域の一部（一般国道２１号、１５６号及び主要地方道岐阜環状線に囲まれた市街地と岐阜大学周辺を結ぶ地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公共交通利用促進事業（一〇四）

○内閣府告示第八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大垣市

三　構造改革特別区域の名称　大垣市サテライト型特別養護老人ホーム設置特区

四　構造改革特別区域の範囲　大垣市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　浜松市

三　構造改革特別区域の名称　元気なはままつ農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　浜松市の区域の一部（農業振興地域内の農用地区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県

三　構造改革特別区域の名称　三重県障害児者デイサービス推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市、名張市、鳥羽市、熊野市、伊賀市、桑名市、松阪市及び亀山市並びに三重県桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、安芸郡安濃町、多気郡勢和村、度会郡玉城町、度会郡南島町、度会郡度会町、南牟婁郡紀和町及び度会郡大紀町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事

業（九〇六）

○内閣府告示第八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　四日市市

三　構造改革特別区域の名称　四日市市特別養護老人ホーム地域展開推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　四日市市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪府、吹田市及び寝屋川市

三　構造改革特別区域の名称　大阪元気コミュニティ創造特区

四　構造改革特別区域の範囲　吹田市及び寝屋川市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業（三〇二）

○内閣府告示第八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪府、岸和田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、和泉市及び大阪狭山市並びに大阪府三島郡島本町及び豊能郡豊能町

三　構造改革特別区域の名称　大阪をたがやそう特区

四　構造改革特別区域の範囲　岸和田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、和泉市及び大阪狭山市並びに大阪府三島郡島本町及び豊能郡豊能町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　箕面市

三　構造改革特別区域の名称　箕面市きめ細やかな教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　箕面市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東大阪市

三　構造改革特別区域の名称　東大阪市モノづくり再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　東大阪市の区域の一部（工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業（一一四一）

○内閣府告示第八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　尼崎市

三　構造改革特別区域の名称　ものづくりのまち「あまがさき」再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　尼崎市の区域の一部（工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業（一一四一）

○内閣府告示第九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県加古郡稲美町

三　構造改革特別区域の名称　稲美町すくすく教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　兵庫県加古郡稲美町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県神崎郡神崎町

三　構造改革特別区域の名称　楽農・田舎人特区

四　構造改革特別区域の範囲　兵庫県神崎郡神崎町の区域の一部（新田地区、作畑地区、大畑地区、越知地区、岩屋地区、猪篠地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び香芝市

三　構造改革特別区域の名称　香芝市農地利活用支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　香芝市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び奈良県北葛城郡河合町

三　構造改革特別区域の名称　かわい・水のまほろば創生特区

四　構造改革特別区域の範囲　奈良県北葛城郡河合町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び奈良県吉野郡大淀町

三　構造改革特別区域の名称　大淀農地活用・新規就農支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　奈良県吉野郡大淀町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　益田市

三　構造改革特別区域の名称　第二の故郷ますだでお百姓さん農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　益田市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新見市

三　構造改革特別区域の名称　地産で安心、新見の楽しい給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　新見市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　竹原市

三　構造改革特別区域の名称　瀬戸内に輝く竹原自然・まちなみ再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　竹原市の区域の一部（竹原市本町，高崎町阿波島，忠海町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業（一二一五）

及び国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一三〇一及び一三〇二）

○内閣府告示第九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　下関市

三　構造改革特別区域の名称　下関市特養サテライト特区

四　構造改革特別区域の範囲　下関市の区域の一部（旧下関市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡市

三　構造改革特別区域の名称　福岡水素利用技術研究開発特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　高圧ガス設備の技術上の基準変更事業（一一二九―二）

○内閣府告示第百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北九州市

三　構造改革特別区域の名称　北九州市地域通貨特区

四　構造改革特別区域の範囲　北九州市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業（三〇二）

○内閣府告示第百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　久留米市

三　構造改革特別区域の名称　久留米カブトムシ特区

四　構造改革特別区域の範囲　久留米市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業（一〇〇八）

○内閣府告示第百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県嘉穂郡頴田町

三　構造改革特別区域の名称　「教育のまち　頴田」特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡県嘉穂郡頴田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎市

三　構造改革特別区域の名称　長崎市夜間大学院留学生受け入れ特区

四　構造改革特別区域の範囲　長崎市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　夜間大学院留学生受入れ事業（五〇八）

○内閣府告示第百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐世保市

三　構造改革特別区域の名称　佐世保市・中国ウェルカム学術研究交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　佐世保市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

○内閣府告示第百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大分県大分郡挾間町

三　構造改革特別区域の名称　挾間町人づくり推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　大分県大分郡挾間町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大分県玖珠郡九重町

三　構造改革特別区域の名称　九重町幼保一体的運営特区

四　構造改革特別区域の範囲　大分県玖珠郡九重町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）

○内閣府告示第百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿屋市

三　構造改革特別区域の名称　かのや英語大好き特区

四　構造改革特別区域の範囲　鹿屋市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　薩摩川内市

三　構造改革特別区域の名称　薩摩川内市障害者福祉整備推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　薩摩川内市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

○内閣府告示第百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　那覇港管理組合

三　構造改革特別区域の名称　那覇港国際物流特区

四　構造改革特別区域の範囲　那覇港新港ふ頭地区９号及び１０号公共国際コンテナターミナル（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定埠頭運営効率化推進事業（一二〇三）

○内閣府告示第百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県黒川郡大郷町及び高知県安芸郡北川村

三　構造改革特別区域の名称　地域個性を活かした未来人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　宮城県黒川郡大郷町及び高知県安芸郡北川村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））